

# 消費生活センターからのアドバイス

## ～点検商法の典型的な勧誘トークに注意!!!～

点検商法とは、「点検」と称して電話や訪問をして、「工事が必要」「修理をしないと危険」などと言って、不安をあおり契約させる商法で、令和6年度の点検商法に関する苦情相談件数は過去最多の件数となっています。



### 点検を迫る

#### 給湯器 交換

給湯器を無料で点検します。いつ訪問すればよいですか。



### 不安をあおる

古い機種なので、このまま使い続けるのは危険です。

#### 屋根 工事

屋根がはがれているのが見えたので、無料で点検します。



屋根が飛ばされて、近所の人に迷惑がかかるかもしれません。

#### 分電盤 交換

分電盤は〇年で点検が必要になります。



交換しないと、漏電して火事になるかもしれません。

## 消費者へのアドバイス

### ■ 屋根工事

#### その工事、本当に必要ですか？

家を建てた工務店やハウスメーカー等、地元の信頼できる事業者等に確認しましょう。



### ■ 給湯器、分電盤交換

#### それは必要な点検ですか？

すぐに点検を承諾せず、給湯器は、契約しているガス会社・メーカー・購入した販売店等に、分電盤は、契約先の電力会社などに、本当に点検を実施しているか確認しましょう。

### ■ 共通

#### 周りに相談しましたか？

その場ですぐに点検させず、家族に相談する等、慎重に判断しましょう。

#### 見積りは取りましたか？

工事を勧められてもすぐに契約せず、複数の事業者から見積りを取る等、慎重に検討しましょう。

#### 点検を断りたくなったら…

事業者が訪問してきた場合は、対面での対応はせず、安易に自宅に上げないようにしましょう。

断りの連絡を入れても、事業者が訪問してきた場合は、インターホン越しに点検を断りましょう。断っても事業者が帰らない場合は、最寄りの警察署又は 110 番に通報しましょう。



被害に遭って  
しまったら…

クーリング・オフ等ができる場合があります。  
不安に思ったら消費生活センターに相談しましょう。

消費生活センター  
消費者ホットライン **☎局番なし188**